

■ 感染防止対策に関する取組事項

感染制御部では、院内感染を防止する目的として下記の対策を実施しております。

1. 感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 感染対策に係る組織体制に関する基本的事項

感染制御部では、「感染防止対策部門」を設け、以下のように対応しています。

①感染対策委員会の設置

院内各部署からの構成員で組織する「感染対策委員会」を設置しております。これは病院長および看護部長を始め、各部署の責任者等により構成され、毎月1回会議を開催し感染予防対策に係る対策を講じております。

②感染制御チーム（ICT）、抗菌薬適正支援チーム（AST）の設置

感染制御部では、感染対策委員会の下部組織としてICTとASTを設置しております。感染症対策に係る十分な経験を有する専任の医師、感染症対策に係る十分な経験を有し感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師、病院勤務に係る十分な経験を有する専任の薬剤師、臨床検査技師等で構成されております。

ICTでは、定期的に院内ラウンドやミーティングを行い、院内感染対策に係る点検・管理を行っております。ASTでは、定期的にミーティングを行い、抗菌薬の適正使用を推進しております。

3. 感染対策のための職員研修に関する基本的事項

病院職員の感染対策に対する意識向上を目的として、感染対策に関する職員研修を年2回行います。また、必要に応じて臨時講習会を行います。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

病院内での感染症の発生状況は感染対策委員会および病院管理会議で報告し、全職員に周知します。緊急を要する病院内感染発生があった場合には臨時の感染対策委員会を開催し、審議します。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

病院内での感染症発生患者様が発生または疑われる場合は、ICTが迅速現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い、感染拡大の防止を行います。また必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 新興感染症発生時対応に関する基本指針

新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を有し、患者受け入れ時は感染関連マニュアルに基づいた対応を行います。

7. 抗菌薬適正使用に関する基本指針

平時より、ASTが抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

8. 他の医療機関等との連携に関する基本方針

地域の医療機関および介護保険施設と連携し、感染症対策等の情報共有やカンファレンスを定期的の実施し、地域における感染症対策の取り組みを推進します。

9. 患者等による指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

10. 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染防止対策の推進のため「感染対策マニュアル」を整備し、必要に応じて改訂を行います。